

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 認定金融商品取引業協会（第二十二条—第二十九条）

第四章・第五章 (略)

附則

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 公益法人金融商品取引業協会（第二十二条—第二十九条）

第四章・第五章 (略)

附則

(業務の委託)

第三条 認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）は、法第七十七条の三第一項に定める業務のほか、定款の定めるところにより、法第六十七条の八第一項第九号、第十二号及び第十四号に掲げる事項に関する業務の一部を他の認可協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会（以下「認定協会」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた認可協会又は認定協会は、当該委託に係る業務を再委託することができない。

(業務の委託)

第三条 認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）は、法第七十七条の三第一項に定める業務のほか、定款の定めるところにより、法第六十七条の八第一項第九号、第十二号及び第十四号に掲げる事項に関する業務の一部を他の認可協会又は法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会（以下「公益協会」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた認可協会又は公益協会は、当該委託に係る業務を再委託することができない。

第三章 認定金融商品取引業協会

第三章 公益法人金融商品取引業協会

(業務の委託)

(業務の委託)

第二十三条 認定協会は、法第七十八条の八第一項に定める業務のほか、法第七十九条の三第一項の規程の定めるところにより、法第七十八条第二項第一号から第三号までに掲げる業務の一部を認可協会又は他の認定協会に委託することができる。

- 2 前項の規定により業務の委託を受けた認可協会又は認定協会は、当該委託に係る業務を再委託することができない。

(上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合の報告)

第二十四条 法第七十八条の三第一号に掲げる場合における同条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

一 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者若しくは各当事者として売買が成立した場合又はその所属する認定協会（次号において「所属認定協会」という。）の営業日の午前八時十分から午後五時までの間に売買が成立した場合 売買の成立後五分以内

二 所属認定協会の営業日の当日午前八時十分以前に売買が成立した場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該営業日の午前九時

三 （略）

第二十三条 公益協会は、法第七十八条の八第一項に定める業務のほか、法第七十九条の三第一項の規程の定めるところにより、法第七十八条第二項第一号から第三号までに掲げる業務の一部を認可協会又は他の公益協会に委託することができる。

- 2 前項の規定により業務の委託を受けた認可協会又は公益協会は、当該委託に係る業務を再委託することができない。

(上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合の報告)

第二十四条 法第七十八条の三第一号に掲げる場合における同条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに報告することとする。

一 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者若しくは各当事者として売買が成立した場合又はその所属する公益協会（次号において「所属公益協会」という。）の営業日の午前八時十分から午後五時までの間に売買が成立した場合 売買の成立後五分以内

二 所属公益協会の営業日の当日午前八時十分以前に売買が成立した場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該営業日の午前九時

三 （略）

(売買高、価格等の通知等)

第二十六条 法第七十八条の四の規定により、認定協会は、その規則で定める方法により、別表第七の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項をその会員に通知し、公表しなければならない。

(売買高、価格等の報告)

第二十七条 法第七十八条の五の規定により、認定協会は、別表第八の上欄に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を金融庁長官に報告しなければならない。

附 則

(処分等の効力)

第四条 この府令の施行前にした附則第二条の規定による廃止前の同条各号に掲げる府令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この府令の規定に相当の規定があるものは、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則又は証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）附則に別段に別段の定めがあるものを除き、この府令の相当の規定によつてし

(売買高、価格等の通知等)

第二十六条 法第七十八条の四の規定により、公益協会は、その規則で定める方法により、別表第七の上欄に掲げる通知及び公表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項をその会員に通知し、公表しなければならない。

(売買高、価格等の報告)

第二十七条 法第七十八条の五の規定により、公益協会は、別表第八の上欄に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を金融庁長官に報告しなければならない。

附 則

(処分等の効力)

第四条 この府令の施行前にした前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる府令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この府令の規定に相当の規定があるものは、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則又は証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）附則に別段の定めがあるものを除き、この府令の相当の規定によつてし

たものとみなす。

とみなす。

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第二条関係）

	改 正 案	現 行
（定義）		
第二条 （略）		
2 （略）		
3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
一～三十九 （略）		
四十 認定金融商品取引業協会 法第七十八条第一項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。		
四十一～四十三 （略）		
4 （略）		
（登録申請書の記載事項）		
第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。		
一 加入する金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）及び対象事業者（法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となる認定投資者保護団体の名称		
二～九 （略）		
（登録申請書の記載事項）		
第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。		
一 加入する金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）及び対象事業者（法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となる認定投資者保護団体の名称		
二～九 （略）		

